

## 介護サービス事業者の協働化等支援事業実施要領

### 1. 目的

小規模法人を含む複数の法人で構成する事業者グループが協働して行う取組に対する支援等を通じて、経営の安定化に向けた協働化・大規模化等による職場環境の改善を図ることを目的とする。

### 2. 補助対象者

小規模法人（1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等、事業目的に照らし、県が認める法人をいう。）を1以上含む、複数の法人により構成される事業者（以下「事業者グループ」という。）とする。

- ・ 事業者グループを構成する事業者は、いずれも県内に施設又は事業所を有する法人とする。
- ・ 事業者グループには、介護施設・事業所（介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所）の他、老人福祉法に定める施設・事業所、障害福祉サービスや児童福祉サービス等の介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人を含めてもよい。
- ・ 介護施設・事業所を運営する法人が代表者として申請すること。

### 3. 補助対象経費等

事業者グループごとに、別表1の実施にかかる報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費を対象経費とし、別表2により算出された金額で補助を行う。

別表1

	対象経費	経費の例
ア	合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・合同説明会実施の際の講師費用</li><li>・採用試験の会場費</li><li>・ホームページの開設費</li></ul>
イ	共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査・運行準備支援にかかる業務委託費用</li></ul>
ウ	共同発注による福利厚生の充実や職場環境改善等、従業者の職場定着や職場の魅力向上に資する取組に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者グループ一括での福利厚生サービス加入費用</li><li>・社会保険労務士顧問費用</li></ul>
エ	合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・合同研修実施の際の講師費用</li><li>・研修実施に必要な機器のリース費用</li></ul>
オ	人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・共通の管理ソフト導入経費</li></ul>
カ	加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・共通の管理ソフト導入経費</li><li>・事務処理の外部委託経費</li></ul>
キ	各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・感染症対策等の検討委員会の共同設置費用</li></ul>
ク	経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門家の旅費、謝金</li></ul>
ケ	ア～クにあわせて行うICTインフラの整備に必要な経費（通信費は対象外）	<ul style="list-style-type: none"><li>・オンライン会議用の機器・システム</li><li>・事務処理集約化のためのネットワーク構築費用</li></ul>
コ	ア～クにあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費（事業所車輌の購入費は対象外）	<ul style="list-style-type: none"><li>・事務処理集約事務所の備品購入費（PC等）</li><li>・共同送迎のための駐車場バリアフリー化工事</li></ul>

- ※ 「協働化等にあわせて行うICTインフラの整備に必要な経費」及び「協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費」については、単独での申請は認められない。必ずア～クの取組とあわせて申請すること。なお、ア～クの取組とあわせて必要であることが分かる説明を別紙で提出すること。
- ※ グループ内職員にかかる人件費、金券代、福利厚生等にかかる備品（娯楽用品、トレンジング用品、ソファ等の家具類、空気清浄機）については補助対象外とする。
- ※ PC等の導入台数は、協働化・大規模化等の取組に必要と認められる台数とする。
- ※ 老朽設備・備品の更新・整備は、原則、合同研修等の取組を行うための1の場所（部屋、建物等）を補助対象とし、複数の場所で研修を開催する等の理由で複数箇所の更新や、単なる老朽設備の更新は補助対象外とする。
- ※ すべての項目について、複数の事業者で協働化・大規模化等の取組を行う上で必要であると県が認める経費のみ、補助対象とする。

別表2

区分	補助上限額	補助対象経費	補助率
介護サービス事業者の協働化等支援事業	1事業者グループあたり 120万円	別表1の対象経費	4／5以内

#### 4. 採択・選定基準

採択数は3件程度とする。

交付申請額が予算額を上回った場合、当課において選定を行う。選定に当たっては、以下の項目により評価し、合計点の上位から順に採択する。

- ア 設定された課題に対し、適切な取組であること（5～0点）
- イ 事業者グループにとって新たな取組であること（5～0点）
- ウ 体制等、実現可能なものであること（5～0点）
- エ より効果が見込まれること（15～0点）
- オ 自走に向けた計画となっていること（10～0点）

#### 5. 留意事項

- ・ 地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」、経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。また、他の国庫補助による社会福祉連携推進法人の設立に向けた補助金等を受けている事業者グループは補助対象外とする。
- ・ 補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に可能な限り協力すること。（厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）
- ・ その他、本事業について、本県が照会、現地視察等を行う場合、可能な限り協力すること。